

「三戸地方未来塾」協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、「三戸地方未来塾」協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、児童生徒が、学校外で ICT を継続的・発展的に学ぶことができるように、企業や地域住民による学習機会の手法を確立するとともに、先端 ICT 人材の育成を促進することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、会員をもって構成する。

- 2 会員は、第2条の目的に賛同し本協議会の活動を助成する法人、団体及び個人で、会長の承認を受けたものとする。
- 3 会員に加入を希望する場合は、所定の様式により入会届を会長に提出することとする。

(事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総務省 平成30年度 委託事業「地域における IoT の学び推進事業」の実証事業。
 - ① 実証地域での地域 ICT クラブの組織化支援
 - ② 活動計画・講座等の内容の企画
 - ③ メンターの確保（募集・育成・派遣）
 - ④ 教材の確保
 - ⑤ 端末・通信環境の確保
 - ⑥ 会場の確保
 - ⑦ 講座の運用及び進捗の管理
 - ⑧ 実証地域内外での活動状況の周知・広報
 - ⑨ 同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証
- (2) その他目的達成に必要な事業。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名程度
- (4) 監事 2名

2 役員は総会で承認する。

- 3 会長、副会長、理事及び監事は、役員の互選により選出する。
- 4 役員任期は1年とし、再任を妨げない。また、任期の途中において異動があった場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(職 務)

第6条 会長は、協議会を代表する。会務を総括し、会計を所掌する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。会長が不在の場合は、副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(理事会)

第7条 理事会は、役員により構成し、会長が必要に応じて招集し開催する。

(総 会)

第8条 総会は、年1回開催し、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会は、協議会の運営に関する事項等を協議及び決定する。

(会 計)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(経 費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、総務省委託事業費及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第11条 事務局は、三戸町教育委員会事務局に置く。

附則 この規約は、平成30年7月13日から施行する。